

# ○津軽広域連合組織規則

(平成10年2月10日規則第2号)

改正 平成11年3月26日規則第1号  
平成14年3月29日規則第2号  
平成15年6月30日規則第2号  
平成18年3月28日規則第3号  
平成19年3月30日規則第1号  
平成25年3月26日規則第2号  
平成28年4月1日規則第4号  
令和8年4月1日規則第1号

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、別に定めるものを除き、広域連合長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するために必要な組織について定めるものとする。

## 第2章 組織

(事務局の課等)

**第2条** 津軽広域連合事務局設置条例（平成10年津軽広域連合条例第4号）第2条に規定する事務局に総務課を置き、総務課に総務企画係及び介護障害審査係を置く。

2 総務課に津軽広域クリーンセンターを置く。

(出納員等)

**第3条** 会計管理者の権限に属する事務を処理するため、出納員その他必要な職員を置く。

**第4条** 前条の出納員その他必要な職員は、広域連合長の属する市町村の出納員及び出納員の属する課の所属職員をもって充てる。

## 第3章 職制

(事務局長)

**第5条** 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(課長)

**第6条** 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課に所属する職員を指揮監督し、その所掌事務を掌理する。

(参事)

**第7条** 課に参事を置くことができる。

2 参事は、上司の命を受け、課に所属する職員を指揮監督するとともに、その所掌事務を掌理し、上司の指定する重要な事務を処理する。

(課長補佐等)

**第8条** 課に課長補佐を置く。

2 課長補佐は、上司の命を受け、課に所属する職員を指揮監督するとともに、その所掌事務を掌理し、又は上司の指定する課の重要な事務を処理する。

3 津軽広域クリーンセンターに所長を置く。

4 津軽広域クリーンセンター所長は、上司の命を受け、津軽広域クリーンセンターに所

属する職員を指揮監督するとともに、その所掌事務を掌理し、又は上司の指定する津軽広域クリーンセンターの重要な事務を処理する。

(総括主幹等)

**第9条** 課に総括主幹又は主幹を置くことができる。

2 総括主幹又は主幹は、上司の命を受け、上司の指定する重要な事務を処理する。

(係長)

**第10条** 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所属職員とともにその分掌事務を処理する。

(総括主査等)

**第11条** 課に総括主査又は主査を置くことができる。

2 総括主査又は主査は、上司の命を受け、上司の指定する重要な事務を処理する。

(委任)

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成11年3月26日規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年3月29日規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年6月30日規則第2号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

**附 則** (平成18年3月28日規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月30日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、この規則による改正前の津軽広域連合組織規則第1条及び第3条の規定は、なおその効力を有する。

**附 則** (平成25年3月26日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年4月1日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (令和8年4月1日規則第1号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。